【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第十七条の六の二　削除）

（改正前）

（金融機関の禁止行為に関する読替え）

**第十七条の六の二**　第十五条の七の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める行為について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第十五条の七 | 法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。 | 法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものに係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。 |
| 法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。 | 法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものに係る有価証券先物取引又は店頭売買有価証券店頭指数等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。 |

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（金融機関の禁止行為に関する読替え）

**第十七条の六の二**　第十五条の七の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める行為について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第十五条の七 | 法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。 | 法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものに係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。 |
| 法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。 | 法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものに係る有価証券先物取引又は店頭売買有価証券店頭指数等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。 |

（改正前）

（新設）